

## 感染症と登園停止について

保育園は年齢が低く、抵抗力の弱い乳幼児が集団で生活する場であるため、感染症について十分な配慮が必要となります。

以下の感染症にかかった場合は他の園児に感染する可能性がありますので、医師に感染のおそれがないと認められるまでは登園停止となります。医師の診断を受け、集団生活が可能である健康状態に回復してからの登園に、ご協力よろしくお願ひします。

### ◎登園時に医師が記入した『登園許可書』の提出が必要な感染症

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後3日を経過し、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過し、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
風しん	すべての発しんが消失し、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺(耳の前～下)、顎下腺(あごの下)の腫れが出現後5日を経過し、全身の健康状態も良く、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱やのどの痛み、目の充血などが消失した後2日経過し、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになり、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
百日咳	特有の咳が消失または抗菌剤による治療が終了し、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
流行性角結膜炎(はやり目)	まぶたのはれや目やにが消失し、医師から感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性結膜炎	医師から感染のおそれがないと認められるまで。
結核	医師から感染のおそれがないと認められるまで。
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)	医師から感染のおそれがないと認められるまで。
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌髄膜炎)	医師から感染のおそれがないと認められるまで。
手足口病	発熱やのどの痛み、口の中の水ぶくれがほとんど消失し、医師から登園に支障がないと認められるまで。
ヘルパンギーナ	発熱や痛みのある口内炎がほとんど消失し、医師から登園に支障がないと認められるまで。
RSウイルス感染症	咳がほとんど消失し、医師から登園に支障がないと認められるまで。
感染性胃腸炎(おなかのかぜ)	嘔吐や下痢の症状がほとんど消失し、医師から登園に支障がないと認められるまで。
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良く、医師から登園に支障がないと認められるまで。
溶連菌感染症	抗菌薬による治療後24～48時間を経過し、医師から登園に支障がないと認められるまで。
突発性発しん	発熱や発しんがほとんど消失し、医師から登園に支障がないと認められるまで。
マイコプラズマ肺炎	発熱やたんの出ない咳がほとんど消失し、医師から登園に支障がないと認められるまで。
帯状疱疹しん	すべての発しんがかさぶたになり、医師から登園に支障がないと認められるまで。
伝染性膿痂しん(とびひ)	とびひになっているところを治療し、ガーゼや包帯できちんと覆っていれば登園可能。水ぶくれが多かったり、広い範囲になっている場合は、医師により登園に支障がないと認められるまで。

(参考)厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』